

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市障がい児地域支援マネジメント事業実施業務（西区・手稲区）		
発 注 課	保）障がい保健福祉部 障がい福祉課		
選 定 事 業 者	社会福祉法人 はるにれの里		
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）			
本業務は、障害児通所支援事業所への療育の専門的支援、関係機関の支援調整等を行い、障がい児・保護者が地域で安心して生活できるよう支援機能の向上を図ることを業務としている。そのため、業務の実施にあたっては、障がい児の療育、障がい児相談、関係機関調整に関する経験を有している必要がある。 本業務を実施する当該法人の児童発達支援センターは、民間の児童発達支援センターとして実績が長く、療育について熟知している。 あわせて、当該法人は札幌市障がい児等療育支援事業、相談支援事業所の支援業務を受託し誠実に履行しており、本業務についても確実に履行することが見込まれる。 また、市内の児童発達支援センターにおいて、担当エリアを定め、障害児通所支援事業所等を対象とした研修を実施しており、西区・手稲区については当該法人の児童発達支援センターが担当している。 以上のことから、当事業の業務内容を熟知し、確実に業務の実施を履行することが見込まれる法人と認められることから、随意契約（特定）が適当である。			
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号		
決 定 日	令和2年3月18日		